

◎更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

(令和七年一二月一〇日法律第八二号)

一、提案理由 (令和七年十一月十九日・衆議院法務委員会)

○平口国務大臣 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会の中で適切に指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者の自立と改善更生を助け、もって個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

近年、人と人とのつながりが希薄化し、孤独、孤立が深刻化している社会において、この目的を実現していくためには、更生保護の活動をより一層充実強化し、切れ目のない継続的な指導や支援を行っていくことが急務であります。

そして、保護司法は、地域社会において、犯罪をした者等の指導や支援を行い、また、犯罪予防活動を行うなど、我が国の更生保護において中核的な役割を担っています。

しかし、社会環境の変化等に伴い、保護司法の担い手の確保が次第に困難となっており、その高齢化も進み、また、保護司法がその活動中に犯罪被害に遭う事案も発生しています。

こうした状況に対応するため、保護司法の安全確保を含めた持続可能な保護司法制度の確立を始めとし、更生保護制度の充実を図るための法整備を行うことが喫緊の課題となっています。

そこで、この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、保護司法、更生保護事業法及び更生保護法の一部を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、幅広い世代から多様な保護司法の担い手を確保するための規定の整備を行うものです。すなわち、保護司法の委嘱条件等を現代に求められる保護司法像に即したものに直すとともに、保護司法の推薦を行う保護観察の長が、保護司法の職務に関する広報の実施や、関係機関の協力を得ることに努めるものとし、また、保護司法に委嘱された者がより長く安定的に活動できるよう、その任務を延長するものです。

第二は、保護司法の活動環境を改善するための規定の整備を行うものです。すなわち、保護司法の活動拠点として保護司法会が運営する更生保護サポートセンターを法定し、保護観察所の長が、保護司法会等に対して必要な支援を行うものとするとともに、地方公共団体が、保護司法や保護司法会等の活動に対して必要な協力をするに努め、また、保護司法を従業員として雇用する民間事業者が、保護司法の活動のための休暇を取得しやすい環境等を整備することに努めなければならないこととするものです。

第三は、保護司法が安全に安心して活動できるようにするための規定の整備を行うものです。すなわち、保護司法が保護観察対象者等と面接をするのに適当な場所を確保することを国の責務とするとともに、保護司法が面接場所を柔軟に選択できるよう、その職務の

執行区域を弾力化し、また、保護観察対象者の有する再犯リスクや特性に応じ、保護観察官と保護司が適切に役割を分担できるよう、保護観察所の長が、保護観察対象者が犯罪に至った要因をよりの確に把握するための措置を講ずることとするものです。

第四は、更生保護制度をより一層機能させるための規定の整備を行うものです。すなわち、生活環境の調整を行う対象者や、更生保護事業における保護の対象者の範囲を拡大するとともに、地方公共団体が、更生保護の諸活動や更生保護事業に対して必要な協力をすることに努めなければならないこととするものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（令和七年十一月二五日）

○階猛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、まず、幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するため、保護司の委嘱条件等の見直しを行うものです。次に、保護司の活動環境を改善するために、保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを法律で定めること等を行うものであります。さらに、保護司が安全、安心に保護観察対象者と面接をするのに適当な場所を確保すること等を国の責務とするものです。

本案は、去る十一月十八日本委員会に付託され、翌十九日平口法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。その上で、二十一日、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和七年十一月二一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 保護司の減少傾向や高齢化の流れに対処するための改正法の趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じ報酬制の導入を検討するなど、引き続き保護司の量及び質の一層の拡充のための取組を進めること。
- 二 保護司の活動を充実・強化するためには、保護司の経済的な負担軽減が不可欠であることから、国において、保護司実費弁償金の対象となる範囲をその職務範囲に見合ったものとなるよう適切に定めるとともに、必要な予算を確保するよう努めること。
- 三 保護司が安全・安心に活動を継続していくことができるよう、国は、保護観察対象者の特性に応じて保護観察官の直接担当とすることや、保護司複数指名制を適切に活用するほか、地方公共団体との連携を緊密に行い、更なる安全・安心のための対策強化に向けた取組の推進に努めること。あわせて保護観察官の増員について、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。

四 保護司が保護区の区域外においても職務を行うことができることとされたこと等を踏まえ、今後ともデジタル技術の活用や更生保護サポートセンターの増設など、保護司活動の一層の利便性の向上のための取組を進めること。また、これに伴い、保護司等が保護観察対象者との面接時にオンライン又は公の施設等を利用する際は、そのプライバシーの保護に十分に配慮すること。

五 社会奉仕の精神に基づく保護司の活動を広く国民に周知させ、犯罪の予防のための保護司の意義について世論の啓発に努めること。

三、参議院法務委員長報告（令和七年一二月三日）

○伊藤孝江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、更生保護制度の充実を図るため、保護司の委嘱条件の見直し、任期の延長及び職務の執行区域の弾力化、保護観察付全部執行猶予者の鑑別に関する規定の新設による当該者に対する適切な処遇の実施等、保護司の安全確保を図り、その適任者を確保するための措置を講ずるとともに、更生保護事業における保護の対象者の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、専門的な知見を有する保護観察処遇の担い手の確保、更生保護における地方公共団体との連携強化、保護司の活動環境の改善及び安全確保に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和七年一二月二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保護司の減少傾向や高齢化の流れに対処するための改正法の趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じ報酬制の導入を検討するなど、引き続き保護司の量及び質の一層の拡充のための取組を進めること。

二 保護司の活動を充実・強化するためには、保護司の経済的な負担軽減が不可欠であることから、国において、保護司実費弁償金の対象となる範囲をその職務範囲に見合ったものとなるよう適切に定めるとともに、必要な予算を確保するよう努めること。

三 保護司が安全・安心に活動を継続していくことができるよう、国は、保護観察対象者の特性に応じて保護観察官の直接担当とすることや、保護司複数指名制を適切に活用するほか、地方公共団体との連携を緊密に行い、更なる安全・安心のための対策強化に向けた取組の推進に努めること。

四 保護司が保護区の区域外においても職務を行うことができることとされたこと等を踏まえ、今後ともデジタル技術の活用や、更生保護サポートセンターの増設及び利用

時間帯の拡大、地方公共団体と連携した適切な面接場所の確保など、保護司活動の一層の利便性の向上のための取組を進めること。また、これに伴い、保護司等が保護観察対象者との面接時にオンライン又は公の施設等を利用する際は、そのプライバシーの保護に十分に配慮すること。

五 社会奉仕の精神に基づく保護司の活動を広く国民に周知させ、犯罪の予防のための保護司の意義について世論の啓発に努めること。

六 保護観察対象者の抱える問題が複雑多様化する中、保護観察官は、高い専門性を生かして保護観察処遇等に当たっており、保護司活動をサポートするほか、その安全確保策を進めるに当たっても極めて重要な役割を担っていることから、再犯リスクの分析・評価能力や医療や福祉などの専門的支援が必要な事案等への対応能力の向上を図るための研修の充実など、その職務の遂行に必要な専門性の一層の強化を図るための取組を進めること。あわせて、保護観察官の増員について、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。

七 保護司と保護観察官、更生保護施設その他関係機関との緊密な連携を確保し、情報共有体制の強化に努め、保護観察対象者の改善更生に向けた必要な支援や環境調整を適切な時期に実施するよう努めること。

右決議する。